

### 第3章 組織・処務

#### ○弘前地区環境整備事務組合と青森県との 間の公平委員会の事務委託に関する規約

〔昭和38年6月27日〕  
規約第1号

(公平委員会の事務委託)

**第1条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき弘前地区環境整備事務組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

**第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担する。

(その他必要な事項)

**第3条** この規約に定めのあるものを除くほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、昭和38年6月27日から適用する。